

市立保育所民間移管
検証結果報告書

平成 23 年9月

横浜市こども青少年局

横浜市立保育所民間移管検証結果報告書 目次

はじめに	1
1 検証の趣旨・方法	2
(1) 検証の趣旨	2
(2) 検証方法	2
2 事業概要	3
(1) 現在までの経緯	3
(2) 前回検証について	3
(3) 現在の事業手法	3
(4) 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について	9
(5) 横浜市の保育所運営についての現況	10
3 移管後の運営状況・実績	13
(1) 移管条件及びその実施状況	13
(2) その他園独自の改善	16
(3) 移管後の施設整備	17
(4) 福祉サービス第三者評価結果	18
(5) 運営の効率化	19
4 アンケート結果及び分析	20
(1) 保護者アンケート	20
(2) 移管先法人アンケート	25
(3) 法人選考委員アンケート	29
(4) 市内認可保育園運営法人アンケート	31
5 事業評価と改善に向けて	34
(1) 事業評価	34
(2) 今後に向けた課題	35

はじめに

横浜市では、厳しい財政状況の中、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成 16 年度から市立保育所の民間移管を開始しました。

また、平成 23 年度の移管からは、民間の力の活用による保育所の施設整備を通じ、保育環境の改善、増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進していくことを目的に加え、事業を進めているところです。

これまでに計 28 園の移管を完了し、現在、24 年度移管及び 25 年度移管に向けて準備を進めています。

一方、保育事業をとりまく環境や社会経済情勢は変化が著しくなっています。平成 20 年度の保育所保育指針の改定や、最近の市内待機児童増加に対する施策展開など多くの変化があります。市立保育所の民間移管の検討に当たっても、そのような状況を踏まえた上で、「多様な保育ニーズへの対応」、「保育環境の改善」等を考えていかなければなりません。

また、特に民間移管事業は、直接的な関係者である保護者・移管先法人を中心として、多数の関係者の協力が不可欠なため、関係される方々の意見をできるだけ反映しながら事業を進めていくことが必要と考えています。

このような状況の中、前回の検証から 3 年が経過したことから、改めて事業目的の達成状況を確認するとともに、アンケート等の資料からこれまでの移管事業の課題を抽出・整理し事業の検証を行うことにより、その結果を今後の事業等に活かしていきたいと考えています。

1 検証の趣旨・方法

(1) 検証の趣旨

市立保育所民間移管事業は、平成 16 年度から 3 年ごとに検証しながら進めています。前回は平成 20 年 10 月に検証を行い、これを踏まえ、23～25 年度の事業計画を定めました。今回、改めて保護者、移管先法人等へのアンケート・ヒアリング等を実施し、事業効果、保護者の満足度等について検証を行いました。

(2) 検証方法

ア アンケート調査

移管後の状況を把握するために、関係者・関係機関にアンケート調査を実施しました。

(ア) 保護者（平成 20～23 年度移管園保護者）

【質問項目】 移管後保育内容の満足度、移管事業についての評価・意見 等

(イ) 移管先法人（平成 20～23 年度移管 12 園 10 法人）

【質問項目】 移管条件・移管の進め方、移管後の新たな取り組み 等

(ウ) 法人選考委員（平成 20～23 年度移管法人選考時の委員 9 人）

【質問内容】 移管条件・選考スケジュール・法人選考上の課題 等

(エ) 横浜市内認可保育所運営の社会福祉法人・公益法人

【質問項目】 民間移管への応募意向 等

イ 実地調査・ヒアリング

移管後の保育の状況を確認するために、法人選考委員による移管園の実地調査・施設長へのヒアリングを実施しました。

(ア) 実地調査・ヒアリング対象

平成 20～23 年度移管のうち 6 園

(イ) 調査項目

移管条件の履行状況・移管後の新たな取組・移管事業実施上の課題 等

ウ その他

その他、移管準備中に行った三者協議会やアンケート等保護者からのご意見を参考にしました。

2 事業概要

(1) 民間移管の経緯

近年の女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、保育所の入所希望者が急増するとともに、子育てに関する様々なニーズが増大しています。就労支援や家庭の育児支援等、保育所に求められる役割も多様化している中で、限られた財源を有効に活用して、育児を取り巻く環境の改善を進めていくことが、横浜市においても重要な課題となっています。

こうした背景や課題のもとで、平成 15 年 2 月に横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての「意見具申」が出され、本市ではこの意見具申の考え方をもとに、平成 15 年 4 月に「今後の重点保育施策（方針）」を策定し、この方針に基づいて、平成 16 年度から移管事業を進めています。

〈横浜市児童福祉審議会 意見具申（平成 15 年 2 月、抜粋）〉

- ・民間保育所が公立保育所に比べて「柔軟かつ効率的な運営が期待できる」点に着目し、今後は公立保育所の民営化について児童福祉を増進するという観点を踏まえて実施していくことが必要であると考えます。

(2) 前回検証について

前回の検証は平成 20 年 10 月に実施しました。今回と同様、移管条件の履行状況、保護者等へのアンケート、移管による経費縮減状況等について検証を行い、その結果に基づき、次のような改善を図りました。

○前回の検証を踏まえた主な改善点

1. 保育施策上の課題への対応

保育環境の改善を事業目的に加え、老朽化した市立保育所の施設整備を、民間の力の活用等により実施することを明確にしました。

2. 移管準備期間の拡充

移管園公表から移管までの期間を 1 年延長し、2 年 6 か月として、保護者説明や法人選考、引継ぎの充実を図りました。

3. 応募条件の見直し

移管対象法人を社会福祉法人だけでなく、公益法人（公益社団法人、公益財団法人）も対象としました。

(3) 現在の事業手法

ア 事業目的

(ア) 民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応する。

(イ) 民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進する。

イ 事業計画

民間移管事業は平成 16 年度から年 4 園ずつ実施し、3 年ごとに検証を行い、その結果を踏まえ次期事業計画を策定しています。

現在は平成 23 年度～平成 25 年度移管の事業計画期間中であり、平成 25 年度までに 36 園の移管が完了する予定です。この結果、市立園数は平成 25 年 4 月には 88 園となる予定です。

ウ 事業スケジュール

スケジュールについては、平成 20 年度・21 年度の移管事業は園公表から移管までの期間を 1 年 6 か月としていましたが、平成 23 年度の移管事業からは 2 年 6 か月としています。

(ア) 平成 20 年度・21 年度移管

平成 20 年度・21 年度移管についてのスケジュールとしては、移管 2 年前に移管予定園の選定、移管予定園の公表（10 月）、保護者説明を行い、1 年前に法人選考、法人決定（9 月）、半年前に引継ぎ・共同保育を実施するのが基本的な流れとなっています。

(イ) 平成 23 年度移管

平成 23 年度移管のスケジュールは、移管 3 年前に移管予定園の選定、移管予定園の公表（10 月）、保護者説明を行い、2 年前に法人選考、法人決定（11 月）、1 年前に引継ぎ・共同保育を実施するのが基本的な流れとなっています。

公表時期については、平成 16 年度は 1 年前でしたが、平成 17 年度から徐々に前倒しを行い、平成 20 年度からは 1 年 6 か月前となっていました。前回の検証を受け、平成 23 年度から 2 年 6 か月前の公表となっています。

あわせて引継ぎ・共同保育の期間も、平成 16 年度は 5 か月間でしたが平成 20 年度からは 6 か月間に、前回の検証後の平成 23 年度からは 1 年間に延長し、年間を通じた保育の引継ぎが行えるよう、スケジュールの改善に取り組んできました。

(表 1) 移管のスケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目
20・21年度 移管	公表(10月) 保護者説明	法人選考 法人決定	引継ぎ	移管(4月) アフターフォロー(4月～)
23年度 移管	公表(10月) 保護者説明	法人選考 法人決定	引継ぎ	移管(4月)

エ 移管対象園の選定

移管を行う園の選定については、恣意的な視点を排除し、客観的な基準に基づいて決定しています。

基本的には、

- ・市立保育所数の多い区から選定
- ・施設の老朽度、敷地面積、交通利便性及び児童入所状況の4つの指標を基にポイント算定

し、ポイントの高い園から選定
という考え方に立ち、園の選定を行っています。

なお、現在「市立保育所を活用した保育資源ネットワーク」構築事業のモデル実施が進んでいることから、区における当事業の検討状況にも配慮しています。（12 ページ参照）

オ 保護者への説明

民間移管事業を円滑に進めるためには保護者の理解と協力が不可欠です。現在は、保護者の不安解消・理解促進に向けて十分な説明をするため、3回の保護者説明会と2回の個別相談及び既に移管した園等の見学会を実施しています。この他、必要に応じて保護者説明会や個別相談を実施するとともに、移管準備の進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行っています。

なお、現在進めている平成 25 年度移管事業については、保護者のお迎え時間帯を考慮し、同日に、同内容の説明会を2回実施し、できるだけ多くの保護者に参加していただけるよう改善しています。

（表 2）保護者説明スケジュール（左：21 年度移管園 右：23 年度移管園）

時期		内容	時期		内容
前々年	10 月	移管予定園発表	移管 3 年前	10 月	移管予定園発表
	11 月	保護者説明会①		11 月	保護者説明会①
	12 月	保護者説明会②		12 月	個別相談
	1 月	個別相談		1 月	個別相談
	2 月	個別相談		1・3 月	既移管園見学会①
	3 月	共同保育見学会		2・3 月	共同保育見学会
前年	6・7 月	既移管園見学会	前々年	4 月	保護者説明会②
	9 月	保護者説明会③（法人紹介）		7 月	既移管園見学会②
				12 月～	保護者説明会③（法人紹介）

カ 運営法人関係

（ア）応募法人の要件

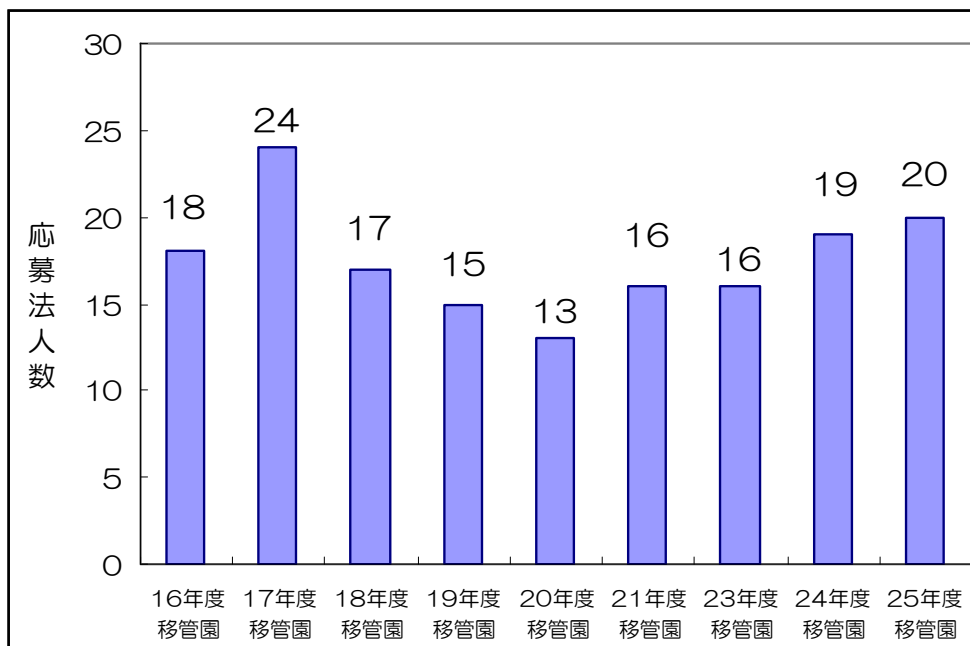
- ・社会福祉法人もしくは公益法人（公益社団法人・公益財団法人）であること
 - ・応募時点で認可保育所の運営実績が1年以上あること
- という、2つの要件を満たすことを条件としています。

（イ）法人募集

法人募集にあたっては、市内外を問わず、上記の要件を満たす法人を対象に募集を行っています。

これまでの応募法人数の推移は次のとおりです。

(グラフ1) 応募法人数の推移 (平成16~25年度移管)



法人の応募数は、全国の法人を対象にして積極的な情報提供を行っていることもあり、平成20年度移管の際の13法人を底に微増傾向にあります。質の高い優良な法人を選ぶためにも、引き続き応募法人数の確保は大きな課題となっています。

法人に対する移管園や応募に関する情報提供については、応募に際し法人が十分に準備できるよう、その方法や時期等について引き続き改善を図っていきます。

(ウ) 法人選考

法人選考については、客観性と専門性を確保する観点から、学識経験者や福祉関係者等からなる法人選考委員会が行っています。委員会では、毎年、選考基準、選考方法を議論の上決定したうえで、選考を行っています。

選考は、移管前々年度の5月から12月までの間、約8か月にわたり行われます。この間、移管対象園の保護者ヒアリング、法人を対象とした園運営の実地調査、施設長予定者等の面接等を行い、5回の委員会を経て移管先法人を決定します。

キ 移管条件について

民間移管事業を進めるにあたっては、多様な保育ニーズを実現するため、また、移管前の保育を引き継いだ上で質の高い保育を展開するため、移管条件を定め、移管先法人に遵守するよう求めています。主なものは次のとおりです。

(ア) 運営条件

保育環境を出来る限り変えないという考え方から、移管前の定員及び定員構成を継承することとしているほか、障害児保育の実施、年間行事の継承等について定めています。

(イ) 上乗せ条件

多様な保育ニーズに対応するため、主食提供、土曜給食、時間延長、一時保育の4つの

サービスを実施することとなっています。3-（1）「移管条件およびその実施状況」のとおり、保護者との協議が必要なため、実施時期については柔軟に対応することとしている一時保育を除き実施されています。（15 ページ 表8参照）

（ウ）職員

「移管後も経験の豊かな職員に保育してもらいたい。」という保護者からの意見を踏まえ、施設長には認可保育所での保育経験 12 年以上等の条件を定めています。その他保育士についても、一定の経験を有する者を配置することなどを定めています。

移管条件については、保護者からは「保育ニーズにはもっと様々なものがあり、より多くの保育サービスを条件とすべきである。」といった意見をいただいています。また、「延長保育の実施は、預けられる児童にとっては必ずしも良いこととは言えないため、閉園時間を柔軟に対応すべきである。」という意見もあります。

一方、法人からの意見では、職員の経験年数等について「条件が厳しい。」との意見もあります。

移管条件は、前述した事業目的の達成のため、これまでに本市全体に寄せられた保育ニーズを基に、法人の運営能力にも配慮した上で、移管に際しての最低基準として定めています。延長保育の実施については、様々な就業形態があることを前提として、各家庭の状況に合わせた保育時間を選択できるようにという考え方に基づいています。

もちろん、移管条件は将来にわたり園運営を制限するものではなく、原則として、移管日前日に在園していた児童が卒園するまで遵守することになっており、それ以前でも、三者協議会等で話し合いの上で、合意が得られれば変更することは可能です。

このように、移管条件は毎年様々な観点に配慮して定められています。引き続き保護者や法人の意見を取り入れながら、より良いものとなるよう検討していきます。

ク 財産

土地については無償貸付、建物については有償譲渡、備品については無償譲渡を行っています。

ケ 三者協議会

移管前及び移管後当分の間、保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について話し合いをしています。

移管前は、主な議題である「移管後の保育について」に加え、園名・行事・新たに費用負担が発生する延長サービス・主食提供の料金及び費用徴収方法などが協議・決定されています。

移管後は、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

コ 引継ぎ・共同保育

移管後の環境の変化により児童に負担を与えないよう、保育内容の継承及び児童との信頼関係づくりのため、引継ぎ・共同保育を実施しています。

（ア）平成 20 年度・21 年度移管（引継ぎ期間：6 か月）

平成 20 年度・21 年度移管園は、園長予定者・主任保育士予定者が 10 月から（6 か

月間) 児童の様子を含めて行事や施設・設備・近隣の状況等、園の全体像を把握するための引継ぎを開始し、1月からは、児童・保護者との信頼関係づくりを目的に次年度担当するクラスに法人保育士が入り、共同保育(3か月間)を実施しています。

(イ) 平成23年度移管(引継ぎ期間:1年間)

平成23年度移管では、前回の検証を受けて、全体の引継ぎ期間を1年間に延長しました。そのため、年間の保育・行事を引継ぎの中で把握できるとともに、職員採用等の準備も時間をかけて行えることになりました。また、三者協議会の開催頻度もおよそ2か月に1度となるため、保護者・法人とも意見を反映させやすい仕組みになりました。

スケジュールとしては、園長予定者・主任保育士予定者が4月より児童の様子を含めて行事や施設・設備・近隣の状況等、園の全体像を把握するための引継ぎを開始し(1年間)、1月からは児童・保護者との信頼関係づくりを目的に次年度担当するクラスに法人保育士が入り、共同保育(3か月間)を実施しています。

(表3) 引継ぎ・共同保育の流れ(平成20~23年度移管園)

時期	平成20・21年度移管 10~11月(2か月) 平成23年度移管 4~11月(8か月)	12月	1月	2月	3月
日数	週1日	週2日	週5日		
時間帯	開所時間内の6時間	開所時間内の7.5時間			
参加職員	園長 主任保育士	園長 主任保育士	園長、主任保育士 保育士各クラス1名 ※但し異年齢保育の場合は年齢ごととする (調理員は、2月から週2日1名)		
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもと顔なじみになる ■一日の保育の流れ、年間行事を把握する ■地域、関係機関を把握する 		<ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちの個性や特徴を把握し、信頼関係をつくる ■子どもたちや保護者との信頼関係を深める 		
方法	<ul style="list-style-type: none"> ■クラスを固定しないで、いろいろな年齢の子どもたちの様子や、施設・設備を把握する 		<ul style="list-style-type: none"> ■次年度担任する予定のクラスに入る ■次年度担任予定者を保護者に紹介する 		
<ul style="list-style-type: none"> ■市立園職員・法人職員による「共同保育会議」を行う(週1回) 					

・引継ぎ・共同保育の内容

これまで、法人保育士の個人面談への同席、法人保育士の研修メニューの拡大などの見直し・改善を進めてきました。また、移管先法人が市外の法人の場合もあることから、年間を通して横浜市の研修プログラムを受講できるようにしています。

今後、移管業務についての共通認識やお互いの保育観を理解し合えるようなプログラムを充実するなど、移管園・市立園双方の保育の質の向上につながるような取組とすることが重要です。

サ アフターフォロー

移行後も円滑な園運営を進め、運営主体が変わることによる児童への影響に配慮して、移管後の一定期間に下記のとおりアフターフォローを実施しています。また、前回の検証結果を受け、心理・発達相談員の訪問を21年度移管から中止しました。そのかわりに、園の状況をよく把握している職員の訪問を増やすことにより、アフターフォローを充実させています。

(ア) 前園長及び市立園長経験職員の訪問

保育内容や行事、園運営に関する事項等、様々なアドバイスを行うことを目的に実施しています。

(イ) 前保育士の訪問

移管後も市立保育所職員に訪問してほしいという保護者からの要望を受けて、平成 19 年度から実施しています。

(表 4) アフターフォロー (23 年度移管園)

		①前園長	②市立園長 経験職員	④前保育士 (正規保育士)
期 間		移管後 1 年間	移管前半年間 移管後半年間	4 月～9 月
頻 度		月 1 回程度	月 2 回程度	一人 2 回程度
巡回時間		半日程度	半日程度	2 時間程度
主な対象		園・保護者	園	園・保護者
役 割	児童	保育室を回って児童の様子を観察する。	保育室を回って児童の様子を観察する。	(児童の様子を観察する。)
	保護者	保護者からの相談に応じる。		保護者からの相談に応じる。
	園	・法人園長から児童・保護者の状況を聞き、助言する。 ・法人園長からの相談に応じる。	・法人園長、法人保育士からの相談に応じる。 ・児童の保育を専門的な立場から助言する。	法人保育士から児童・保護者の状況を聞き、助言する。

(4) 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について

この訴訟は、平成 16 年度に移管した 4 園の一部の保護者から、園を廃止する処分の取消と損害賠償を求めて提起されたものです。

一審の横浜地裁判決(平成 18 年 5 月 22 日)では、民営化を平成 16 年 4 月 1 日に実施するとしたことは違法と認定され、損害賠償(一世帯 10 万円)を命じられました。

一方、二審の東京高裁判決(平成 21 年 1 月 29 日)では、処分の取消を求める請求は不適法であり、却下を免れないとされ、損害賠償請求についても棄却されました。

その後、最高裁判所に上告受理の申立がなされ、平成 21 年 11 月 26 日に最高裁の判決が出されました。判決の概要は以下の通りです。

ア 本件改正条例の処分性について

本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものである。

本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

イ 取消請求について

本件改正条例の制定行為の取消しを求める部分を不合法として却下した原審の判断には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとした点において、法令の解釈適用を誤った違法がある。

しかしながら、現時点においては、上告人らに係る保育の実施期間がすべて満了していることから、訴えの利益は失われたものというべき。

原審の判断は、結論において是認することができる。

※なお、国家賠償請求に関する部分は、申立てが受理されていません。

(5) 横浜市の保育所運営についての現況

ア 待機児童解消にむけて（横浜市中期4か年計画 2010-2013より）

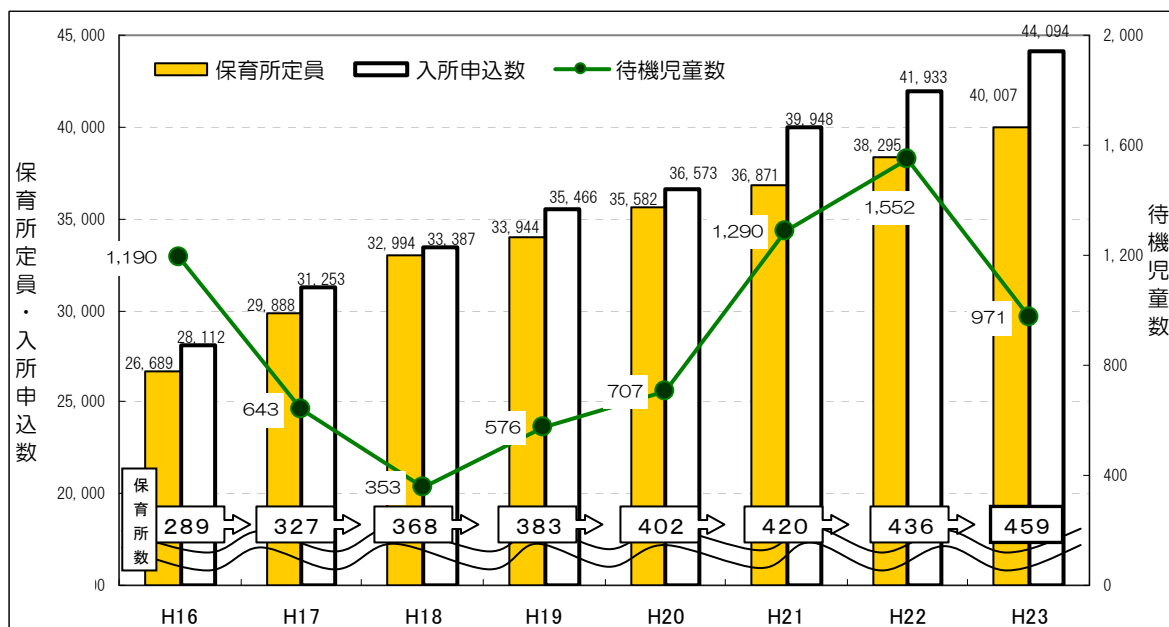
女性の社会進出や経済状況悪化による女性の就労意向の高まりにより、保育所の申し込みは増加し、23年4月1日時点の保育所待機児童数は971人となっています。

そのため、22年度より、待機児童解消に向けてこども青少年局に「緊急保育対策担当」（現緊急保育対策室）を設置するとともに、23年度には全区に緊急保育対策担当係長を兼務配置し、地域の特性に応じた、効率的・効果的な取組を進めているところです。

また、緊急保育対策支援会議を設置し、市未利用地情報の集約や、既存施設を保育事業に再活用する検討を行っています。

保育所整備だけでなく、あらゆる手法を用いた総合的な対策に、区と局の連携のもと、全力で取り組んでいます。

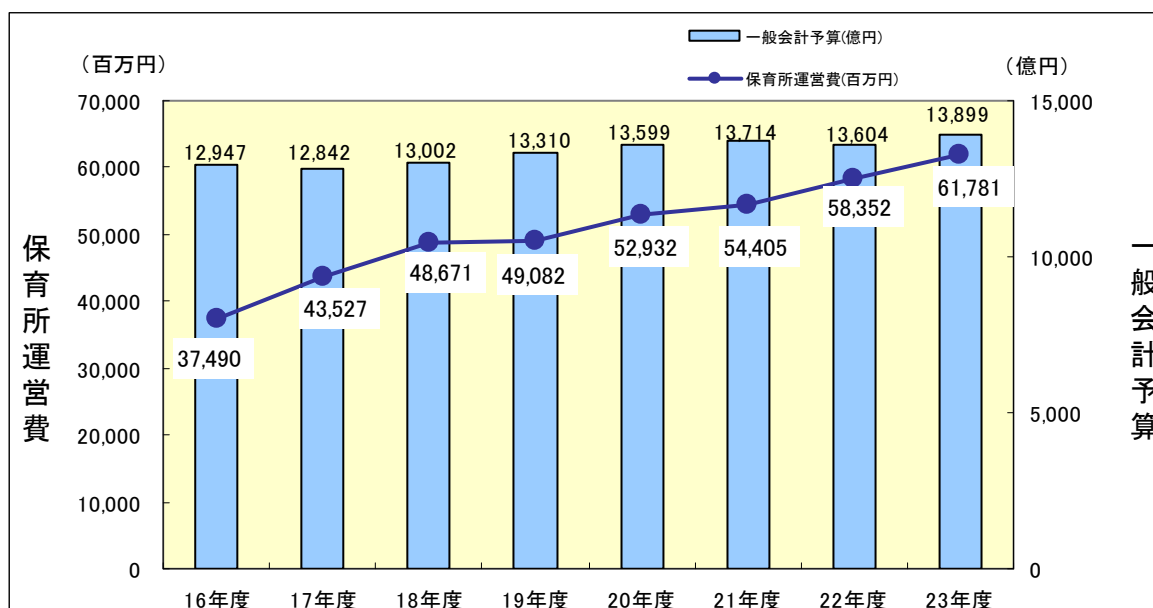
(グラフ2) 認可保育所数（保育所定員）・待機児童数の推移（平成16年～23年）



イ 保育所運営費の増加

認可保育所数の増加にともない、保育所運営費も毎年増加しています。

(グラフ3) 保育所運営費の推移 (平成16年度～23年度)



このように認可保育所数、保育所運営費がともに年々増加傾向にあり、今後についてもこの傾向が続くと想定されます。

ウ 市立保育所のあり方について

横浜市での保育・子育てをとりまく状況・今日的課題を分析し、市立保育所のあり方について、平成21年度に常任委員会に報告しています。

(ア) 市立保育所のあり方

平成21年9月の市会常任委員会にて次の内容を報告しています。

○ 基本的な考え方

- ・ 市立保育所の持つ特長を活かして、地域ごとに保育資源ネットワークを構築し、保育の質の維持・向上及び地域における子育て支援の充実に向けた取組を進めること
- ・ 各区3カ所程度の市立保育所に事務局機能を担わせることとし、機能強化・体制強化を行うこと

○ 果たすべき役割と機能

- ・ 民間保育施設との協働による保育の質の向上
- ・ 地域子育て支援の推進拠点
- ・ 地域の保育資源の連携・協働の推進
- ・ 保育施策上のセーフティネット

○ 体制強化の考え方

- ・ 役割機能を実現するため事務局機能を担わせる園について、専任の保育士1名を追加配置します。

- 今後の進め方
 - ・ 23 年度からモデル事業を実施し、26 年度に検証を行い、その後の対応を検討します。

(イ) 市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築事業のモデル実施

各区と連携し、それぞれの区の状況（保育施設間の連携状況等）を考慮に入れつつ、上記「市立保育所のあり方」で示されたスケジュールに沿ってモデル実施を進めています。

（平成 23 年度は 4 区実施、25 年度までに全区実施予定）

（スケジュール）

- 平成 23～26 年度 各区におけるモデル実施期間
- 平成 26 年度 モデル実施の検証
- 平成 27 年度 本格実施

児童虐待対策として行う市立保育所の見守り機能の強化（一時保護に至らない被虐待児の受入）についても、市立保育所のあり方の新たな課題として位置づけ、各園において実践し、検証内容に盛り込んでいきます。

3 移管後の運営状況・実績

横浜市立保育所民間移管事業は、平成16年度から年4園ずつ28園を移管しました。(表5) 各園の現在の運営状況及び実績は以下のとおりです。

(表5) 平成16～25年度移管実績(予定含む)

年度 区名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	23年度	24年度	25年度	25年度 市立園数
港南区	丸山台			日野			下永谷		南日野 上永谷東	9
旭区	鶴ヶ峰			中希望が丘			善部		西川島	8
港北区	岸根			日吉西			大倉山			7
青葉区	柿の木台				もみの木台			千草台		6
保土ヶ谷区		千丸台			新桜ヶ丘			境木		6
金沢区		谷津		並木第三			西柴		北六浦	5
戸塚区		秋葉			南戸塚			名瀬		5
瀬谷区		瀬谷			阿久和			宮沢		5
鶴見区			矢向			駒岡				5
南区			六ツ川西			六ツ川				5
都筑区			勝田							5
緑区			霧が丘			青砥				4
磯子区						洋光台				4
神奈川区										4
栄区										4
中区										3
泉区										2
西区										1
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88

(1) 移管条件及びその実施状況

ア 保育内容の最低条件

民間移管にあたって、次の①～⑩を条件としていますが、これまでの移管園では、移管条件を遵守した保育が行われています。

<最低条件>

- ①定員構成の継承 ②受入年齢の継承 ③障害児保育の実施 ④休園日 ⑤費用負担
⑥年間行事の継承 ⑦地域育児支援事業の実施 ⑧施設の地域開放 ⑨苦情処理の仕組みの整備 ⑩宗教的行事を行わないこと ⑪食育への取組

イ 上乗せ条件

移管園においては、保育サービスの拡充という観点から、ア「保育内容の最低条件」に加えて、次のサービスの実施を条件としています。これまでの移管園では、実施時期を指定していない「一時保育」を除き（※）、すべて実施されています。

＜上乗せ条件＞

- ① 3歳児以上の幼児に対する主食の提供 ②土曜日の給食の提供（平成18年度以降の条件）
③延長保育サービスの実施 ④一時保育の実施

※一時保育については、在園児以外の児童を受け入れることから、在園児保護者の合意を得て実施することとしており、平成23年9月現在21園で実施しています。

（表6）時間延長サービス実績（雇用費等経理状況報告書 平均利用者数合計／週）

年度	実施園数	7:00～7:30	18:30～
16年度	4園	－※	68.3人
17年度	8園	－※	161.8人
18年度	12園	71.4人	220.9人
19年度	16園	92.0人	232.8人
20年度	20園	95.4人	234.3人
21年度	24園	124.8人	262.6人
22年度	24園	144.4人	284.1人

※集計方法が異なるため、算出不能

（表7）一時保育利用実績（16～22年度）

年度	実施園数	延べ利用者数
16年度	0園	－人
17年度	4園	381人
18年度	7園	1,639人
19年度	9園	3,225人
20年度	14園	3,779人
21年度	16園	3,592人
22年度	19園	4,253人

ウ 職員の確保

保育の質を担保するため、経験者の確保を条件としていますが、すべての移管園において遵守されています。

＜施設長＞下記のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉事業経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上）
② 認可保育所での保育経験12年以上
③ 社会福祉事業経験10年以上（うち認可保育所施設長経験3年以上）

※下線部及び②は平成21年度移管園から、③は平成20年度移管園からの条件

<保育士>

- ・ 経験 10 年以上又は法人園での経験が 7 年以上： 2 人以上
- ・ 経験 5 年以上： 1/3 以上

※下線部は平成 21 年度移管園からの条件

エ 三者協議会

移管前及び移管後当分の間、保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について調整をすることを条件としています。

平成17年度以降の移管園全園で三者協議会が設置されています。移管前は、主に移管後の保育内容について、移管後は、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

オ 第三者評価の受審

「福祉サービス第三者評価」は、提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行い、評価結果を広く公表するものです。利用者の適切な事業者選択の促進と、事業者の自主的なサービスの質の向上を図るために導入されています。

平成 17 年度以降の民間移管では、「移管後、3 年以内に第三者評価を受審する」ことを条件としており、概ね 3 年以内に受審しています。

<横浜市福祉サービス第三者評価の内容>

- 利用者家族アンケートの実施
- 利用者本人調査の実施
- 事業者自己評価
- 事業者調査（現地調査、面接）

※中希望が丘保育園では、平成 20～21 年度に園舎の改築を行ったため、平成 23 年度に実施する予定です。

(表 8) H16～23 年度移管条件実施状況（平成 23 年 7 月 1 日現在）

	保育所名	主食の提供	土曜給食の実施	延長保育	一時保育 (※1)	職員の確保	三者協議会の開催	第三者評価の受審状況
16 年度 移 管	丸山台保育園	○	○	○	○	○	△ (※2)	○
	鶴ヶ峰保育園	○	○	○	○	○	△ (※2)	○
	岸根保育園	○	○	○	○	○	○	○
	柿の木台保育園	○	○	○	未実施	○	△ (※2)	○
17 年度 移 管	千丸台保育園	○	○	○	○	○	○	○
	谷津保育園	○	○	○	○	○	○	○
	秋葉保育園	○	○	○	○	○	○	○
	瀬谷保育園	○	○	○	○	○	○	○

	保育所名	主食の提供	土曜給食の実施	延長保育	一時保育 (※1)	職員の確保	三者協議会の開催	第三者評価の受審状況
18 年度 移管	矢向保育園	○	○	○	○	○	○	○
	六ツ川西保育園	○	○	○	○	○	○	○
	霧が丘保育園	○	○	○	未実施	○	○	○
	勝田保育園	○	○	○	○	○	○	○
19 年度 移管	日野保育園	○	○	○	○	○	○	○
	中希望が丘保育園	○	○	○	○	○	○	H23年度末までに受審予定
	並木第三保育園	○	○	○	○	○	○	○
	日吉西保育園	○	○	○	○	○	○	○
20 年度 移管	新桜ヶ丘保育園	○	○	○	○	○	○	○
	もみの木台保育園	○	○	○	○	○	○	○
	南戸塚保育園	○	○	○	○	○	○	○
	阿久和保育園	○	○	○	○	○	○	○
21 年度 移管	駒岡保育園	○	○	○	○	○	○	H23年度末までに受審予定
	六ツ川保育園	○	○	○	○	○	○	H23年度末までに受審予定
	青砥保育園	○	○	○	○	○	○	○
	洋光台保育園	○	○	○	未実施	○	○	H23年度末までに受審予定
23 年度 移管	下永谷保育園	○	○	○	未実施	○	○	H25年度末までに受審予定
	善部保育園	○	○	○	未実施	○	○	H25年度末までに受審予定
	西柴保育園	○	○	○	未実施	○	○	H25年度末までに受審予定
	大倉山保育園	○	○	○	未実施	○	○	H25年度末までに受審予定

※1 保護者の合意を得て実施

※2 保護者と法人による2者協議。

(2) その他園独自の改善

ア 保育・行事等の企画

各園において、移管した市立園の行事を基本的に継続しつつ、法人の特長を活かすような行事を追加しています。

例：お泊まり保育、バス等を利用した園外保育、姉妹園との相互訪問など

イ 食育の推進

移管前と比較して、園に栄養士が配置されていること等により、各園独自に食育の取り組

を進めています。

例：産地にこだわった食材、お花見ランチ、流しそうめん、保護者の給食試食、地方の郷土料理を取り入れた給食など

ウ その他

民間ならではの柔軟性を活かして、新たな事業を追加しています。

例：園ホームページの立ち上げ、新規調理設備の導入など

(3) 移管後の施設整備

民間移管事業は、民間の力の活用による保育所の施設整備を通じ、保育環境の改善、増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進していくことを目的の1つとしています。

現在までの移管園 28 園のうち、9 園で定員増を含む増改築が行われていて（準備中の施設も含む）、平成 25 年 4 月時点での定員増は合計 245 人の見込みです。

(表 9) 増改築による施設整備を実施した移管園一覧

保育園名	移管年度／整備年度	整備前・整備後・定員増数
柿の木台保育園	16 年度移管／25 年度（予定）	152 人→180 人 28 人増
谷津保育園	17 年度移管／23 年度	63 人→ 90 人 27 人増
秋葉保育園	17 年度移管／24 年度（予定）	69 人→ 90 人 21 人増
瀬谷保育園	17 年度移管／24 年度（予定）	66 人→100 人 34 人増
矢向保育園	18 年度移管／21 年度	67 人→ 90 人 23 人増
中希望が丘保育園	19 年度移管／22 年度	61 人→ 90 人 29 人増
南戸塚保育園	20 年度移管／25 年度（予定）	66 人→ 90 人 24 人増
阿久和保育園	20 年度移管／24 年度（予定）	65 人→ 90 人 25 人増
青砥保育園	21 年度移管／25 年度（予定）	66 人→100 人 34 人増
		9 園 245 人増

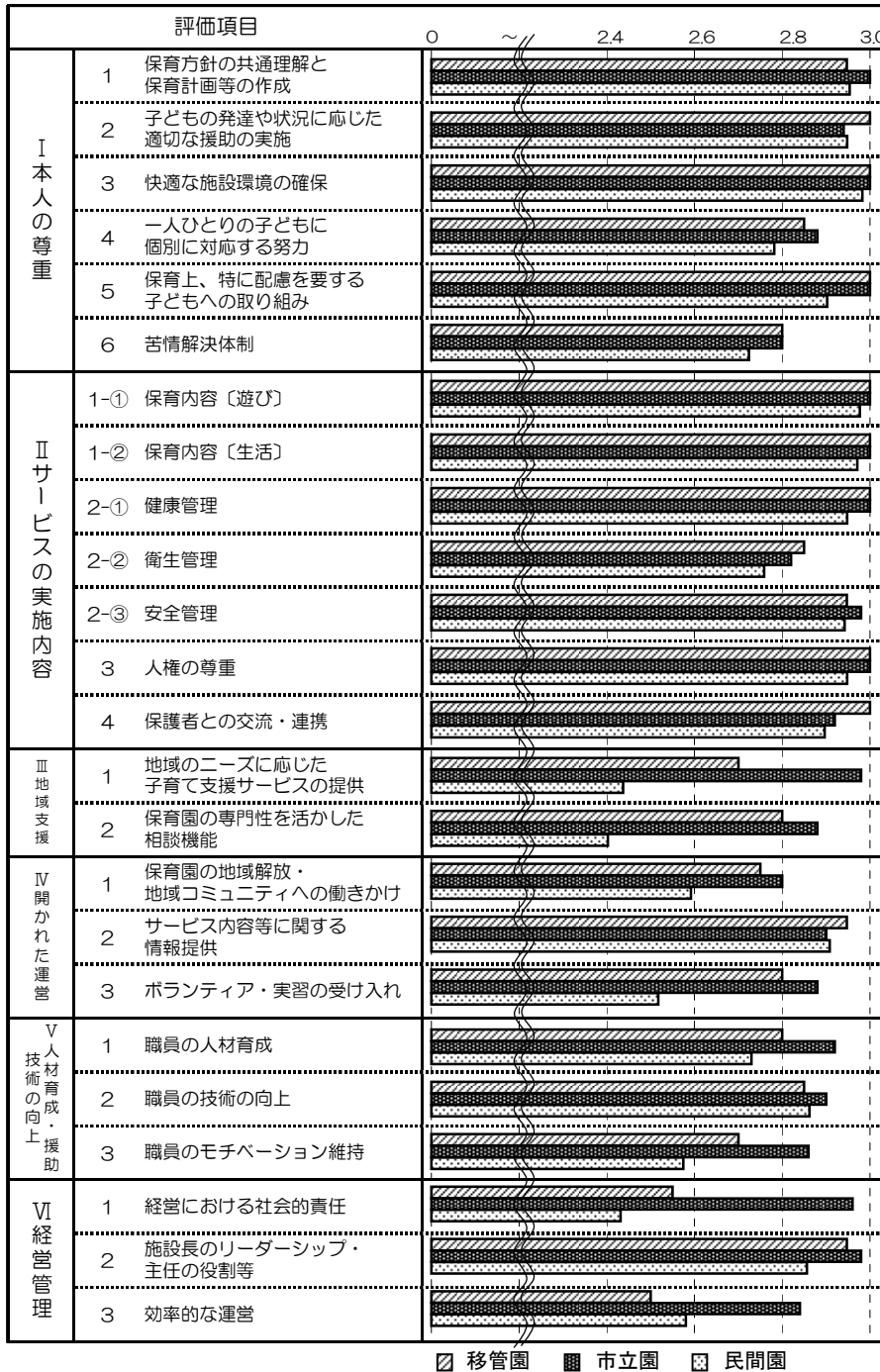
(4) 福祉サービス第三者評価結果

3-(1)-オ でも記載した通り、福祉サービス第三者評価を受審することが移管条件となっています。移管園では既に20園が受審していて、受審結果については以下の通りとなります。

調査対象：平成23年7月1日現在、第三者評価結果を公表している園

調査対象園数：民間移管園：20園、市立保育園：50園、民間保育園：174園

(グラフ4) 第三者評価運営主体別平均点



民間移管園は、6領域24分野中、11分野において市立保育園に比較して高い得点（または同点）となっています。また、民間保育園に対しては、21分野において高い得点をえています。

「I. 本人の尊重」、「II. サービスの実施内容」の2領域については、市立園の保育を引き継ぎつつ、民間の特色を出した保育の実施等が高い評価につながっていると考えられます。

一方、「III. 地域支援」、「V. 人材育成・援助技術の向上」、「VI. 経営管理」の3領域については、前回検証時と比べ得点を伸ばした分野が多いものの、総じて市立園より低い評価となっています。アフターフォローのあり方も含め、今後の課題となっています。

(5) 運営の効率化

移管園の規模に違いはありますが、これまでの民間移管において、入所児童数や保育所開所時間などを、同じ条件で民間移管した場合の縮減額を試算すると、平成 25 年度(32 園分)までの合計で、年間6億 2,800 万円(約 17%)の縮減が図られる見込みとなります。また、平成 16 年度から平成 25 年度までの累計縮減額は、40 億 4,400 万円の見込みです。

また、民間移管に伴う市立保育所の職員数は、9か年合計で 359 人の減となります。

(表 10) 移管による縮減効果

	縮減額／縮減率 (推計値)	職員定数の増減
16 年度移管	1 億 2, 4 0 0 万円／20%	△63 人
17 年度移管	5, 5 0 0 万円／15%	△36 人
18 年度移管	9, 8 0 0 万円／17%	△57 人
19 年度移管	8, 7 0 0 万円／17%	△50 人
20 年度移管	5, 5 0 0 万円／16%	△30 人
21 年度移管	6, 2 0 0 万円／19%	△31 人
23 年度移管	5, 5 0 0 万円／17%	△31 人
24 年度移管	2, 0 0 0 万円／7%	△27 人
25 年度移管	7, 3 0 0 万円／21%	△34 人
合 計	6 億 2, 8 0 0 万円／17%	△359 人

※縮減額は試算数値。

4 アンケート結果及び分析

(1) 保護者アンケート

移管後の保育内容や園運営に対する満足度について、平成20・21・23年度移管園の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査概要

【実施時期】平成23年6月～7月

【配付対象】平成20・21・23年度移管園に在園している全児童の保護者

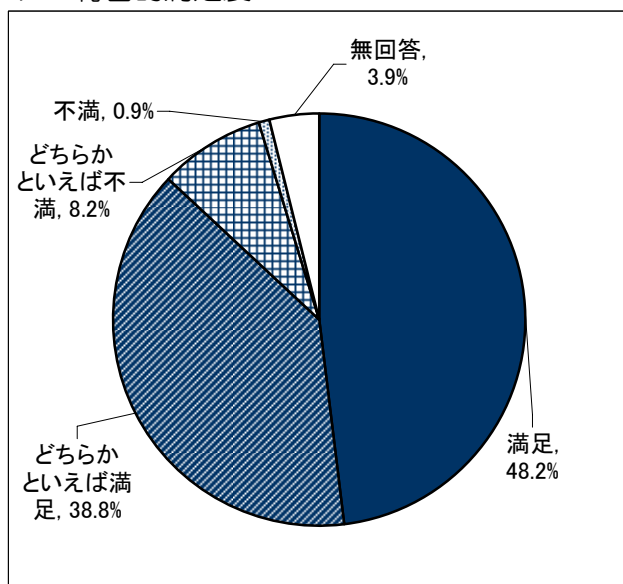
【配付世帯数】679世帯

【回収数】330世帯（回収率：48.6%）

【回答者属性】移管前から在園の保護者33.9%、移管後に入園の保護者63.3%、不明2.7%

●アンケート結果概要（グラフ中の数値は小数点第二位を四捨五入しています。）

ア 総合的満足度

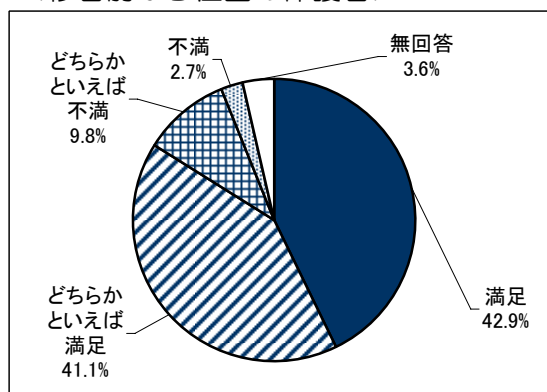


【主な意見】

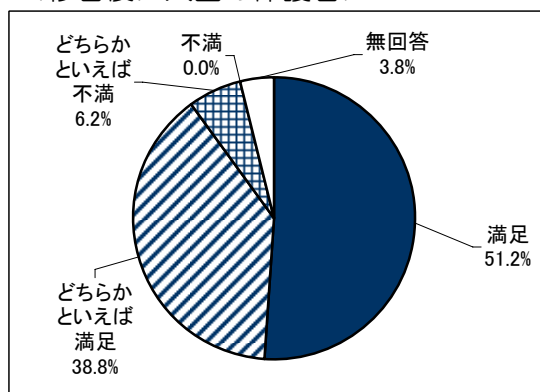
- ・子どもが毎日楽しく園に通っている
- ・職員が親切に対応してくれ、努力が伝わる
- ・安心して子どもを預けることができる
- ・温かい雰囲気の中で子どもを見てくれる
- ・市立園の良いところが継承されている
- ・子ども達のがのびのび過ごしている
- ・民間の方が対応が柔軟で良い
- ・園舎の建替えに期待している
- ・保育士の目が行き届いているか心配
- ・職員にはあいさつを積極的にしてほしい

【移管前後による保護者の意見比較】

<移管前から在園の保護者>



<移管後に入園の保護者>

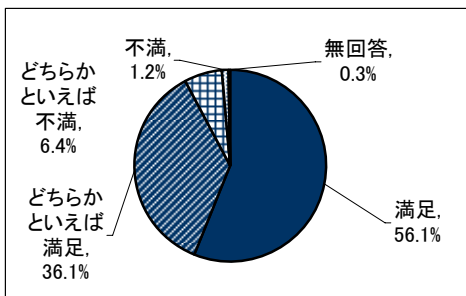


【分析】

総合的な満足度については、**87%の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答**しています。また、移管前から在園している方みの集計でも、**84%の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答**しています。それぞれの項目について個別のご意見はありますが、移管後の園運営については概ね満足度が高いことが読み取れます。

イ 項目別満足度

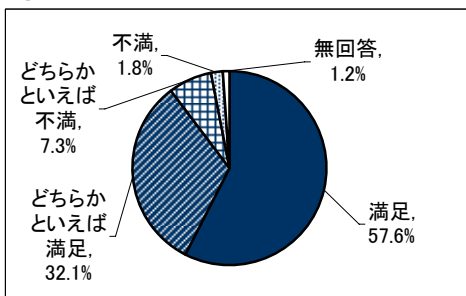
① 遊び・行事



【主な意見】

- ・外遊び・散歩がたくさんある
- ・家庭でできない遊びがたくさんできる
- ・遊び・行事が子どものことを考えて計画されている
- ・自然・動物とのふれ合いが充実している
- ・移管前の行事や体験が引き継がれている
- ・遊びに変化がない、新たな取組も行ってほしい

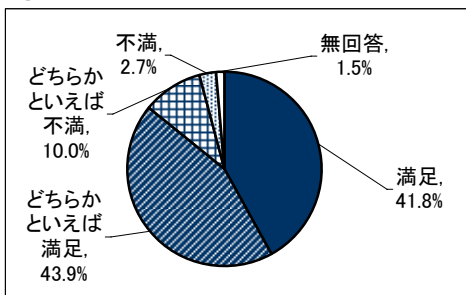
② 食事・生活



【主な意見】

- ・メニューが工夫されていて良い
- ・食育に力を入れている
- ・子どもが給食を楽しみにしている
- ・食事のバランスが良い
- ・生活習慣・リズムが身についてきた
- ・午睡の時間が長いと、子どもが夜寝られない

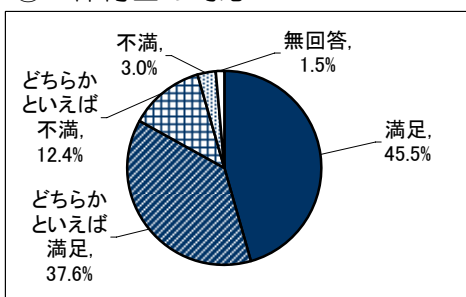
③ 保育環境



【主な意見】

- ・清潔で手入れが行き届いている
- ・植物の栽培や、季節の花などが飾られていて良い
- ・古い園舎だが工夫して使われている
- ・子どもの目線で、年齢に合った環境となっている
- ・清掃を徹底してほしい
- ・安全対策をしっかりと行ってほしい

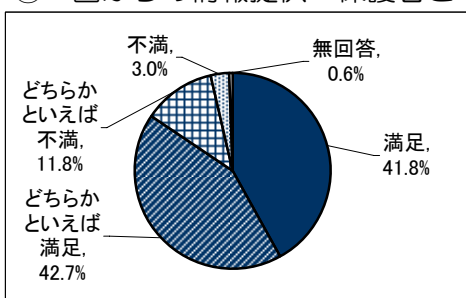
④ 保育士の対応



【主な意見】

- ・子どもの様子を細かく報告してくれる
- ・子ども一人ひとりに合った対応をしてくれる
- ・子どもの名前を職員みんなが知っていて、対応してくれる
- ・保育士の目が行き届いていないのではないかと心配
- ・けが等の報告が不十分なことがある

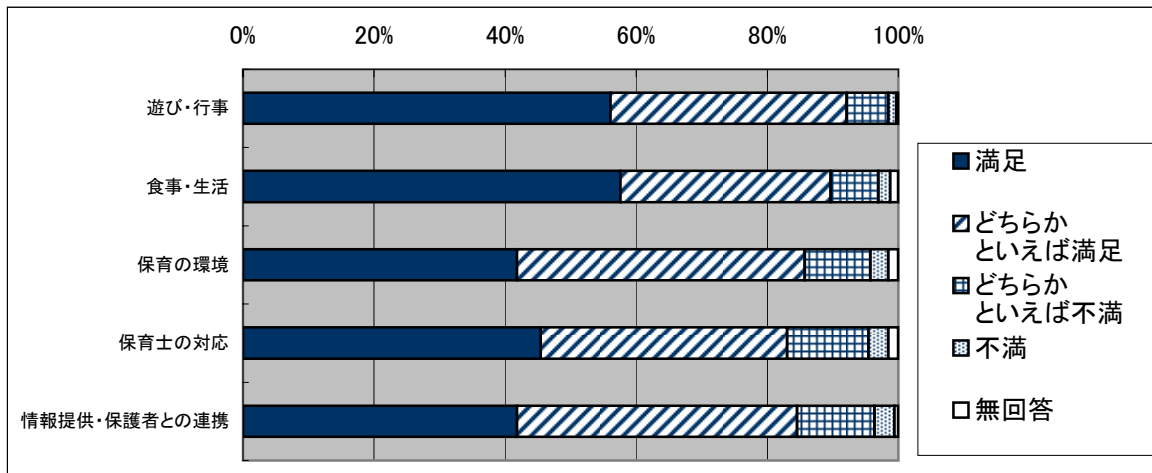
⑤ 園からの情報提供・保護者との連携



【主な意見】

- ・園だよりがわかりやすい、楽しみにしている
- ・きちんと情報提供されている
- ・口頭での伝達があり、わかりやすい
- ・ホームページをもっと活用できると良い
- ・懇談会の内容を充実させてほしい
- ・連絡や情報伝達が遅いことがある

【項目ごとの満足度比較】



【分析】

各項目ともに、80%以上の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しています。特に「遊び・行事」「食事・生活」については90%程度の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しており、法人による取組に対しての満足度が高いことがわかります。一方、「保育士の対応」や「情報提供・保護者との連携」については、回答者によって多少意見のばらつきが見られます。「保育の環境」については、現在建替え中（又は建替え準備中）の園があり、「現在は工事のため施設の利用に制約がある」「建替え後に期待する」といった意見も見られました。

ウ 拡充したサービス

移管後に実施したサービス（主食提供、時間延長サービス、土曜日の給食提供・保育時間の延長、一時保育）については、各園ともに「保護者負担が軽減された」「保育園が利用しやすくなった」との意見が出されており、それぞれのサービスについて保護者から高い評価を得ています。

一方で、地域のニーズを考慮しながら検討しても良いのではないかとといった意見もあります。

それ以外にも、民間による運営となったことで新たなサービスが提供され、「臨機応変な対応が可能になった」「融通がきくようになった」との意見もあります。

① 主食提供

【主な意見】

- ・温かいご飯を食べることができ、子どもが喜んでいる
- ・毎日ご飯を持参するのが大変だったので助かる
- ・夏の時期も園で作ってもらえるので衛生面で安心できる
- ・おかわりもでき、主食提供に合わせてメニューも充実した
- ・現金徴収がわずらわしい

② 時間延長サービス

【主な意見】

- ・勤務状況の変化に柔軟に対応してもらえる点が良い
- ・突発で仕事が入った際に利用できるのがありがたい
- ・移管後に時間延長サービスが始まったので、移管後に転園してきた
- ・時間延長サービスを利用していないが、いざというときに利用できるのが安心
- ・（制度があることにより）会社から残業を強いられる可能性がある
- ・保育士の負担が大きくなるのではないかと心配

③ 土曜日の給食提供、保育時間の延長

【主な意見】

- ・土曜勤務があった場合、平日同様の時間まで預かってもらえるので助かる
- ・土曜日にも主食を含む給食が提供され、保護者の負担が減った

④ 一時保育

【主な意見】

- ・待機児童が多いので、保育園に入れない方にとってはありがたいと思う

⑤ その他

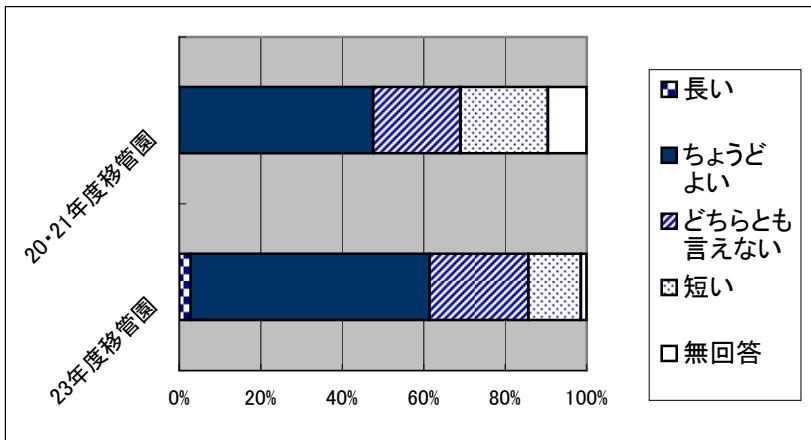
- ・臨機応変な対応ができるようになった
- ・保育内容が充実した
- ・保育環境（室内・園庭）が改善された
- ・保護者参加の行事が増えた
- ・給食や食育の取組が充実した
- ・保育士と話しやすくなった

一方で、「若い先生が多くなったように思う」「先生からの報告・保護者とのコミュニケーションが減ったように思う」といった、移管後気になる点についても意見がありました。

工 移管の進め方に関する保護者の評価

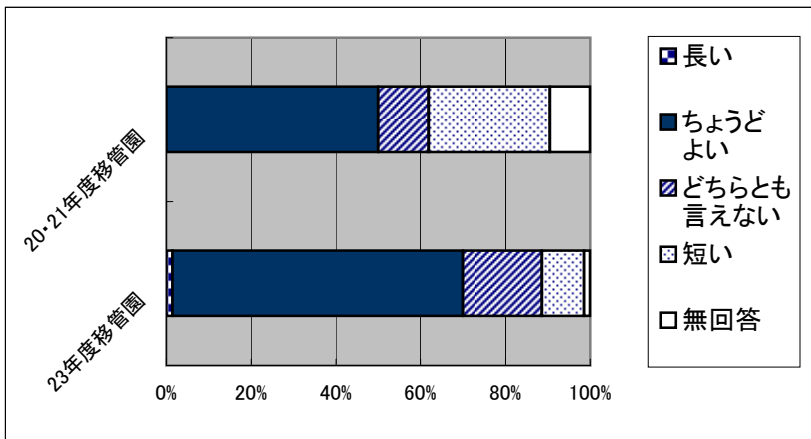
移管の進め方に関して、移管前から在園している保護者を対象として意見をお聞きしました。

【移管園公表から移管までの期間】



平成23年度の民間移管から、移管園の公表から移管までの期間を1年延長し、2年6か月としました。結果として、平成23年度移管園では、移管園公表から移管までの期間が「ちょうどよい」との回答が全体の60%となり、**平成20・21年度移管園と比較すると、10%増加しました。**

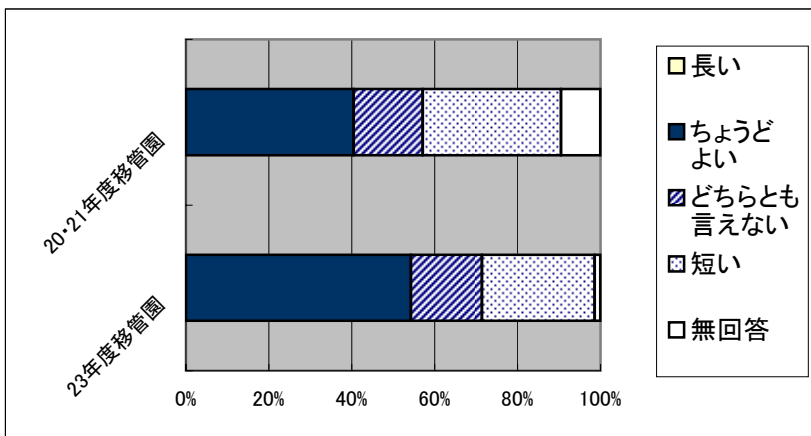
【引継ぎの期間】



また、同じく平成23年度の民間移管から法人との引継ぎ期間を、それまでの半年から1年に拡充しました。

引継ぎ期間が「ちょうどよい」と回答した人が23年度移管園では70%近くにのぼり、**20・21年度移管園と比較すると約20%増加しました。**期間を拡充したことで、より保護者理解が得られていると言えます。

【共同保育の期間】



共同保育については、20・21・23年度ともに3か月という期間に変わりはありません。しかし、23年度移管園では、期間として「ちょうどよい」と答えた人が10%以上も増えています。

引継ぎ期間が1年となったことで共同保育の3か月をより有効に活用することができるようになったと考えることができます。

(2) 移管先法人アンケート

●アンケート調査概要

【実施時期】 平成23年6月

【配付対象】 平成20・21・23年度移管園 移管先法人

【配付数】 12法人 【回収数】 12法人

ア 移管園公表から移管までの期間について

移管年度	移管園公表から移管までの期間	長い	ちょうどよい	短い	どちらとも言えない	不明	計
20年度	1年6か月	0	2	1	0	1	4
21年度	1年6か月	0	3	1	0	0	4
23年度	2年6か月	0	2	0	2	0	4

平成23年度の移管から、移管園の公表から移管までの期間を1年延長し、2年6か月としました。20・21年度移管園の移管先法人からは、そうした期間が「短い」との意見が出されていましたが、23年度移管園の移管先法人からはありませんでした。

具体的には、「保護者が過去に移管された園を視察できる余裕がある等、保護者にとって十分な時間が取られている」「人材確保や事業計画、開園準備を行うために、法人にとって必要な時間だった」「子ども達、市立保育園職員、保護者との信頼関係形成にとって、適切な期間だった」等、2年6か月の期間を確保していることについて様々な視点から見て好意的な意見がある一方で、「引継ぎ期間などで職員の負担が増加する」との意見も見られました。

イ 法人募集・法人選考について

移管年度	法人募集の時期	早い	ちょうどよい	遅い	どちらとも言えない	不明	計
20年度	移管10か月前	0	2	0	0	2	4
21年度	移管11か月前	0	2	0	2	0	4
23年度	移管1年10か月前	0	3	0	1	0	4

移管年度	法人募集の期間	長い	ちょうどよい	短い	どちらとも言えない	不明	計
20年度	約1か月間	0	1	1	0	2	4
21年度	約1か月間	0	3	1	0	0	4
23年度	約2か月間	0	2	1	1	0	4

移管年度	法人選考の期間	長い	ちょうどよい	短い	どちらとも言えない	不明	計
20年度	約2か月間	2	1	0	0	1	4
21年度	約2か月間	2	2	0	0	0	4
23年度	約3か月間	0	3	0	1	0	4

法人募集の期間は、概ね「ちょうどよい」との回答でありながらも、応募の意向を理事会で確認したり、移管園や募集内容を確認したうえで書類作成を行ったりするには、もう少し時間的な余裕がほしいとの意見がありました。

また、法人選考の期間は、20・21年度移管の際は法人決定後のスケジュールが短かったため、「早く移管準備に取り掛かりたい」との理由から「選考期間が長い」との意見が多かったですが、23年度の移管では、移管準備に1年以上の時間を費やすことができたため、選考の期間として約3か月は「ちょうどよい」との意見が多数となりました。

ウ 移管条件について

移管条件については「概ね良いと思う」との意見がある一方で、法人によってはかなり厳しいと感じているところもありました。

中でも「経験のある職員の確保」については、「人員確保が大変である」という意見とともに「若くても優秀な職員はいる」といった条件の設定自体に対する意見もありました。また、「保育時間の延長」については、地域のニーズを見ながら必要性を判断すべきではないかとの意見がありました。

エ 引継ぎ・共同保育について

移管年度	引継ぎの期間	長い	ちょうどよい	短い	どちらとも言えない	不明	計
20年度	6か月間	1	1	1	0	1	4
21年度	6か月間	2	1	0	1	0	4
23年度	1年間	0	3	0	1	0	4

移管年度	共同保育の期間	長い	ちょうどよい	短い	どちらとも言えない	不明	計
20年度	3か月間	0	2	1	0	1	4
21年度	3か月間	1	2	0	0	1	4
23年度	3か月間	0	2	1	1	0	4

平成23年度の移管から、引継ぎ期間を半年から1年に延長しました。23年度移管園の移管先法人からは「年間の行事を見ることができて良かった」「市立と法人の職員が打ち解けることができた」等の意見があり、引継ぎ期間を1年としたことで「ちょうどよい」との回答が得られました。

一方、長さではなく内容が大切であり、子どもや保護者、職員に負担がかからないよう短期間でコンパクトに行った方がよいとの意見もありました。

共同保育については、園長予定者・主任保育士予定者に加えて各クラスの担任予定者が毎日保育に入るため、「職員が大所帯になりすぎる」「職場環境が狭く、受け入れる側も大変ではないか」との指摘が出され、どの移管年度で見ても、3か月程度が必要十分ではないかとの意見が見られました。

その他、引継ぎ・共同保育の方法や内容については、下記のような意見が挙げられました。

- ・行事等に関する記録があり、移管後も役立った。
- ・移管3か月前から保育士がクラスに入り、保育の流れ、子どもとの関係を築くことができた。

- ・市立からのアルバイト職員が、移管後も引き続き法人の職員となったため、保育がスムーズに進んだ。
- ・共同保育中に大人数での保育に慣れてしまうと、保護者から見ると移管後の保育が手薄に感じられてしまう。
- ・お互いの保育を理解するため、もっと意見交換の場が必要だと思う。
- ・年度途中の半端な時期で、職員の採用が難しい。
- ・3月には法人職員がリードを取ることで、また、公立職員の見守りもあり、4月1日につながられた。
- ・日々のミーティングや会議に参加でき、子どもや保護者の情報を共有し、市立職員の子どもや保護者への思いも共感することができて良かった。

オ 三者協議会について

移管年度	三者協議会の回数 (移管前)	多い	ちょうど よい	少ない	どちらとも 言えない	不明	計
20年度	月1回・5回程度	0	2	0	1	1	4
21年度	月1回・6回程度	0	3	0	1	0	4
23年度	年5回程度	1	3	0	0	0	4

三者協議会の回数や頻度については、それぞれの年度で「適切だった」との意見が半数以上を占めていますが、保護者の不安や負担を考慮しつつ、柔軟に対応してほしいといった提案がありました。

また、23年度の移管では、引継ぎ期間を1年としたことにより、5回の三者協議会を1年かけて行ったため、各回の間隔が開き、「保護者からの質問に対しての答えを、法人内で十分検討する事ができた」とのメリットも挙げられています。

カ 施設・整備について

「建物が老朽化していたため、移管後に修繕が必要な箇所が出てきた」「移管前にある程度修繕を行うか、移管後の補助制度を充実させてほしい」といった意見が、多くの法人から出されました。

キ 保護者との関係について

保護者との信頼関係を築くために時間をかけたという法人が多く、その中で「民間移管されることについて保護者の不安は大きいですが、民間でも良い保育を行っている法人があるということを事前に保護者に伝えてほしかった」との意見がありました。

一方、「共同保育の中で懇談会や三者面談を行うことで、少しずつ関係ができて良かった」との意見もあり、引継ぎ・共同保育の期間が、子どもの引継ぎだけではなく保護者との信頼関係を築いていくための期間としても大切であることが指摘されています。

ク アフターフォローについて

前園長や前保育士の訪問については、保護者への配慮という観点からも適切だったとの意見が多く出されています。法人と保護者を結びつけるためにも、訪問回数については徐々に減らすなど調整しても良いのではないかと意見もありました。

ケ 移管後、新たに取り組んだことについて

移管後に新たに取り組んだことを法人に挙げてもらいました。

- ・お泊り保育 ・ベッドの導入 ・異年齢保育の導入
- ・交通機関を使っの園外保育
- ・担任による子どもの引渡し
- ・ホームページ（パソコン用・携帯用）の立上げ
- ・法人本部の所在地からの食材の直送 ・給食室の調理機材の充実
- ・給食の試食会
- ・ケアプラザや他の民間園との交流
- ・調理体験 ・お話し会 ・お茶会
- ・路線バスを利用した園外保育
- ・リズム公開保育 ・公園の清掃活動 ・蚕、お米の栽培収穫
- ・異年齢保育の実施
- ・お花見ランチ ・流しそうめん ・電車利用による遠足
- ・「食と農」（米作り・野菜作り） ・絵画、造形活動
- ・姉妹園との交流保育

(3) 法人選考委員アンケート

●アンケート調査概要

【実施時期】 平成23年7月

【配付対象】 平成20・21・23年度移管園の法人選考を行った選考委員

【配付数】 9名 【回収数】 8名

●アンケート結果

法人選考については、スケジュールや手法について概ね妥当との回答をいただいておりますが、個別の項目に関しては、下記のような改善の意見がありました。

ア 【法人選考委員会】

- ・1回1回の委員会の意味合いを鮮明にして、目的意識を委員間で共有すべきだと思う。
- ・委員会がもう数回あっても良いと思う。

イ 【保護者アンケート・ヒアリング】

- ・園ごとの保護者意見を集約するために他の項目・手立てを検討しても良いと思う。
- ・ヒアリングは選考委員の考え・判断基準等を保護者に伝える場としての位置づけも、明確にした方が良く思う。

ウ 【法人選考基準】

- ・どこかのタイミングで項目の削除の要否も検討すべきだと思う。

エ 【選考方法】

- ・年数を重ねることで、項目が肥大化したり法人の提出書類が増えたりしているため、スリム化することについて検討することも必要ではないかと思う。
- ・一次選考について、ボリュームの割に審議時間が短いように思う。
- ・各委員が、ヒアリングを行った園を移管先として希望している法人に実地調査に行ければ良い。
- ・実地調査に向かう委員の組み合わせは柔軟に変えるべきだと思う。
- ・園長・主任候補との面接に重点を置くために、面接時間の配分に柔軟性を持たせた方が良く思う。
- ・新施設長に対する法人のバックアップ体制について、基本質問項目に入れた方が良く思う。
- ・1法人に費やす時間はもう少し短くても十分だと思う。
- ・「マッチング」についてわかりやすい決定プロセスや決定基準が必要だと思う。
- ・「マッチング」は重要な視点だが、感覚的に流れすぎないように注意が必要だと思う。
- ・総合審査は暫定的にでも面接直後に行う方が良く思う。

【まとめ】

●園ごとの特長把握の重要性

それぞれの移管園と移管先法人のマッチングはとても重要な視点であるとしたうえで、園ごとの特長や差異について、より十分に把握したうえで選考を行いたいという意見がありました。

そのため、移管園保護者のアンケートやヒアリングの方法を工夫したり、各委員がヒアリングを行った園の移管を希望している法人の調査を行えるよう、実地調査の分担を見直したりするなどの提案が出されています。

また、マッチングを決めるためには、感覚に流されないよう普遍性と透明性のある評価基準が必要ではないかとの意見もありました。

●法人選考の更なる充実

個々の選考（一次選考、実地調査、法人面接、総合審査）については、概ね適切ではあるが、それぞれの内容を充実したものとすべきとの意見が見られました。移管が進むにつれて肥大化した選考基準や法人からの提出書類のスリム化を検討することや、実地調査や面接をより丁寧かつ柔軟に行うことが提案されています。

特に引継ぎ期間が1年間に延びたことで、法人職員の役割が一層重要になったことを受けて、面接については、施設長予定者や主任保育士予定者の人物評価の重要性を指摘する一方、法人によるバックアップ体制も把握したうえで選考していききたいとの意見がありました。

●優良法人の確保

民間移管事業の取組を法人に積極的に伝えていくことで、意欲ある法人に応募してもらうこと、さらに実績が良好ではない法人をしっかりと除外したうえで、法人が応募しやすいように、更なる工夫が必要ではないかとの意見がありました。

また、優良な法人を選考していくために、選考にあたって重視すべきことについては、委員間できちんとコンセンサスを形成しておくことが必要との意見もありました。

(4) 市内認可保育園運営法人アンケート

市内法人の民間移管事業に対する意向を把握するため、平成25年度移管法人募集のPRも兼ね、市内法人に対して民間移管事業についてアンケートを実施しました。

●アンケート調査概要

- 【実施時期】 平成23年4月11日～5月30日
- 【配付対象】 市内で認可保育所を運営している社会福祉法人又は財団法人
- 【配付数】 137法人
- 【回収数】 51法人 (回収率：37.2%)

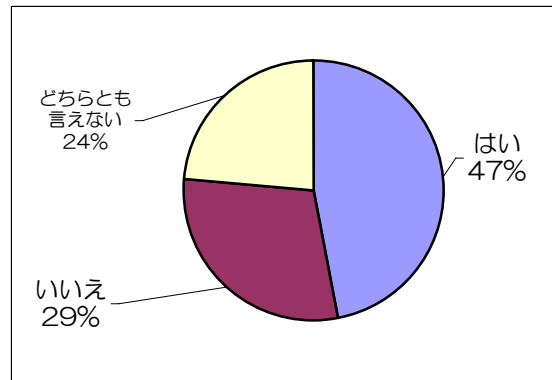
ア 市内法人の「保育所運営」に関する意識

アンケートへの回答が得られた法人の約半数は、「今後、法人として運営する認可保育所を増やしていく考えがある」と答えています。

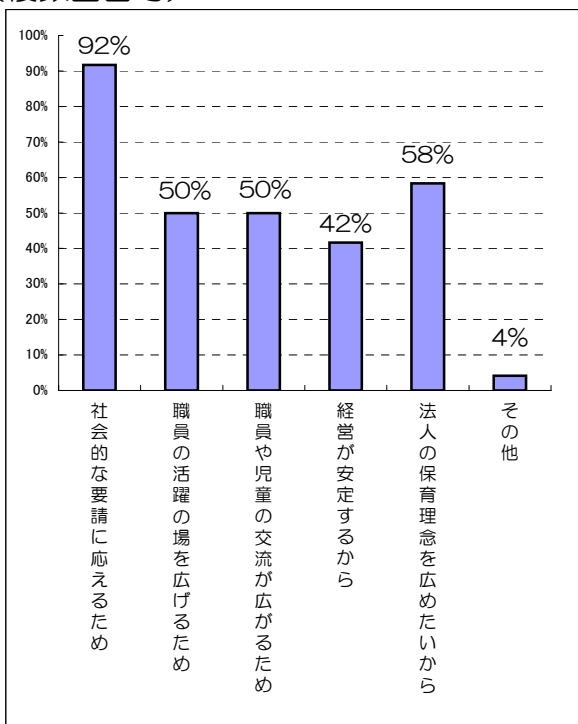
その中でも、認可保育所を増やしたいと考える理由として「社会的な要請に応えるため」を挙げた法人が92%にのぼっており、依然として待機児童が多くいる本市の現状を反映しています。

その他、法人として「施設を増やして保育理念を広めていきたい」と考えるか「本園の運営に専念して充実させたい」と考えるかということも、回答に大きな影響があることが見てとれます。

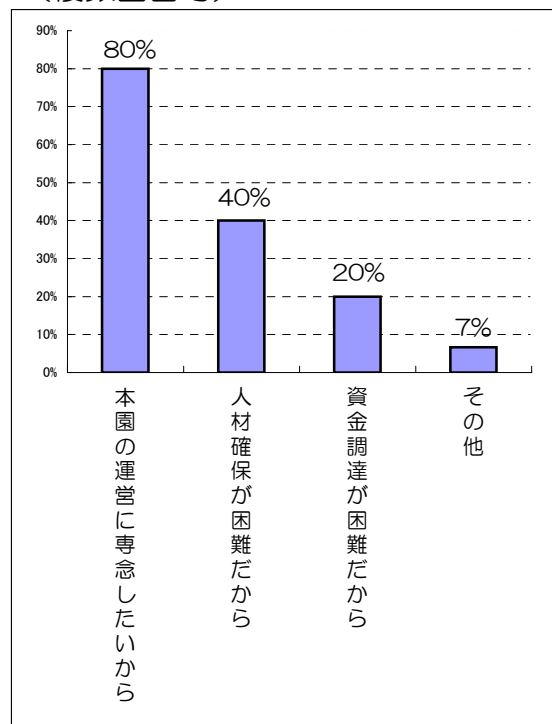
<今後、法人として運営する認可保育所を増やしていく考えはあるか？>



<認可保育所を増やしたいと考える理由>
(複数回答可)



<認可保育所を増やす考えがない理由>
(複数回答可)

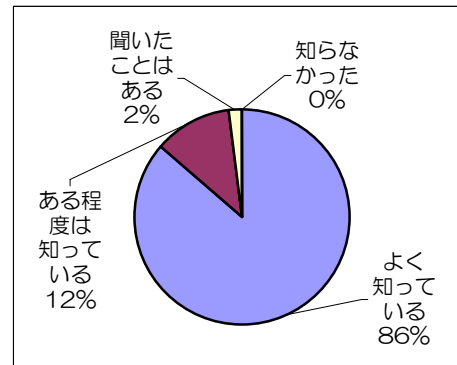


イ 市内法人の「民間移管」に関する意識

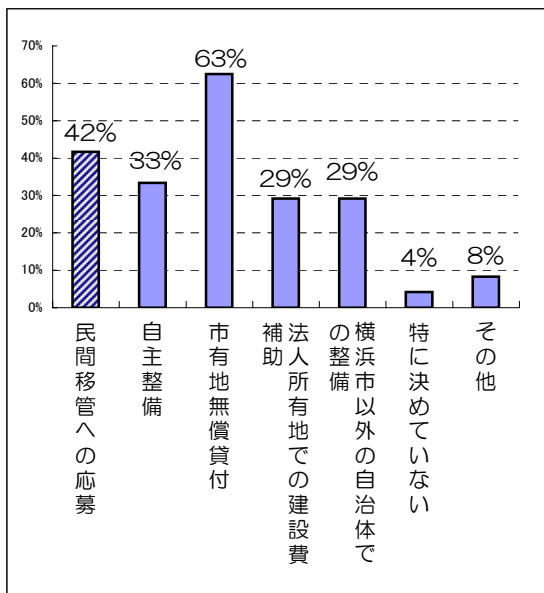
一方、「本市が市立保育所の民間移管を進めていることをよく知っている」と回答した法人は86%にのぼりました。

各年度で法人募集を行うたびに、市内・市外の法人に対して募集のためのPRを行っており、市内法人の事業に対する認知度は高いことがわかります。

＜本市で市立保育所の民間移管を進めていることを知っているか？＞



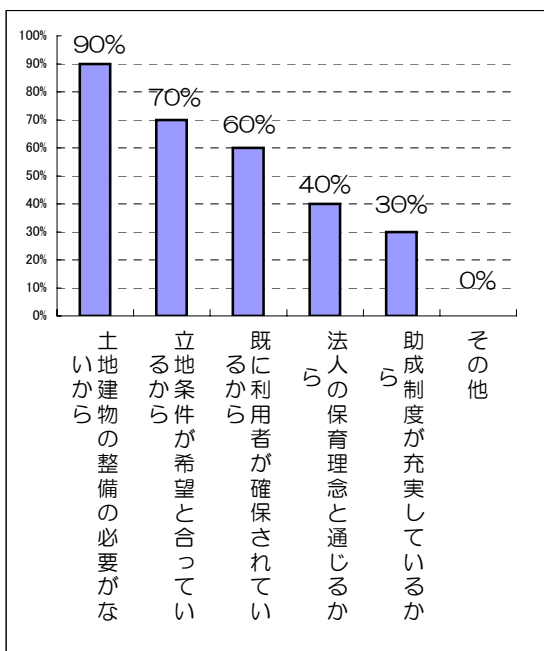
＜認可保育所を増やすための手段として、どのような方法を考えているか。＞（複数回答可）



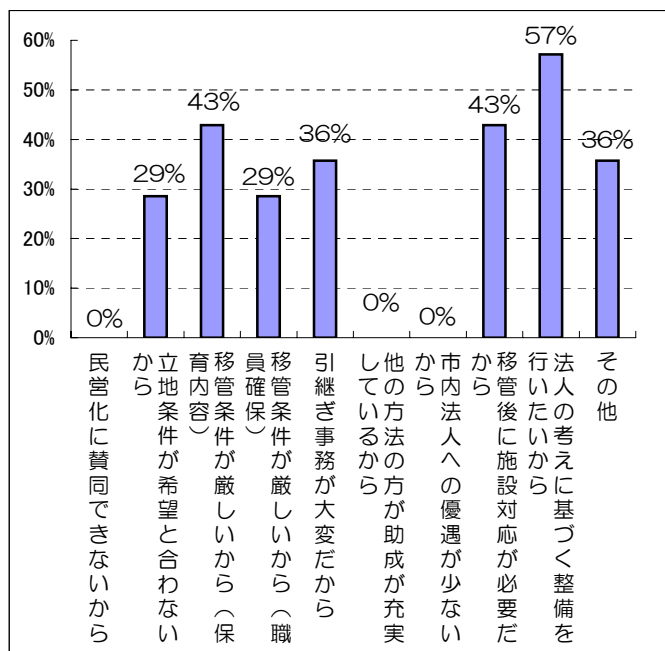
運営する認可保育所を増やす考えがある法人の中で、「増やすための手段」として「民間移管への応募」を検討している法人は、42%にとどまり、残りの58%は他の方法を検討している状況が見られました。

本市では、民間移管事業の他に、待機児童解消を目的とした様々な保育所整備のメニューを用意しており、その中で法人は最も考えに合った手法を選択する傾向にあります。中でも「市有地無償貸付」による保育所整備は、63%と法人の意欲が最も高いことがわかります。

＜民間移管による施設運営を考えている理由＞（複数回答可）



＜民間移管以外の方法による施設運営を考えている理由＞（複数回答可）



民間移管を検討しない理由として「法人の考えに基づく整備を行いたいから」と回答した法人が最も多く、57%ありました。また、43%が「移管後に施設対応が必要だから」と回答しており、ハード面で課題を感じている法人が多いことがわかります。

一方で、「移管条件（保育内容）が厳しいから」と回答した法人が43%、「引継ぎ事務が大変だから」が36%と、事業のソフト面に難しさを感じる法人もあつて読み取れます。

5 事業評価と改善に向けて

今回の検証では、民間移管事業を多方面から検証してきました。

(1) 事業評価

ア 目的の達成状況

これまで見てきたように民間移管の実績からは、移管条件で義務付けているサービスは規定どおり実施され、特に時間延長、主食の提供及び土曜日の給食の提供については、移管と同時に実施されています。

さらには、移管前の保育の引継ぎを基本としつつ、保護者との対話を進めながら新たな保育サービスの導入に積極的に取り組んでいる園も見受けられました。このような点から見ても、目的の1つである「柔軟かつ効率的な民間法人による多様な保育サービスの提供」については既移管園では達成されていると考えられます。

もう1つの目的である、「民間の力を使った施設整備・保育環境の改善」についても、前回の検証以降に9園の増築、改築が行われ、245人の定員増となる予定です。それ以外にも、各法人の自助努力による設備面への投資が積極的に行われており、この目的についても一定の成果があがっているといえます。

イ 保護者理解・満足度

保護者からのアンケートでは、総合的満足度は前回と同様、概ね9割の保護者から「満足」、「どちらかといえば満足」という回答で、移管後の保育について高い満足度があることがわかりました。また、「遊び・行事」、「食事・生活」等の項目ごとの満足度においても、8割以上の保護者が「どちらかといえば満足」以上の回答となっています。

一方、個別の意見では「外遊び・散歩が減った」や「日々の子どもの様子が伝わりにくい」などの、移管後の保育内容や保育体制に対する厳しい意見もあります。そのような意見については、三者協議会などの場で話し合いを重ね、適切な改善を行うことで解決を図っています。

このように、保育環境の急激な変化を避けながら、民間ならではの迅速かつ柔軟な保育を実施するという民間移管の事業プロセスについて、保護者から一定の理解が得られています。

ウ 事業の進め方（スキーム）

今回の検証におけるスケジュールについての評価は、「1年半の準備期間をとった20年

度・21年度移管」と比べ、「2年6か月の準備期間をとった23年度移管」の評価が保護者、移管先法人ともに高いことがわかりました。保護者、法人の双方にとって、周知・説明の期間が十分取れたことで理解が深まったとともに、準備期間に余裕をもって臨めたことが評価の高い要因になったと考えられます。

エ 保育運営経費の縮減効果

前述のとおり、28か所の民間移管実施により約6億円／年の運営経費等の削減が図られ、園舎の建替え等の施設改善についても、民間法人に委ねることで国費の導入が図られ、市立園での改修の場合に比べ、市費負担分が軽減される結果となっています。現状では、それらの縮減分等も活用することで、年々増加する横浜市全体の保育所運営事業費に対応している状況です。

そのため、民間移管事業における必要条件である「保育の質の維持・向上」に配慮しつつ、経費削減をさらに進めていく必要があります。

また、現在国で検討されている子ども・子育て新システムによって、大きく制度が変わることも考えられるため、その動向に注視しつつ事業を進める必要があると考えます。

(2) 今後に向けた課題

これまで述べてきた事業の効果、保護者、法人アンケートなどの結果を踏まえると、横浜市立保育園民間移管事業は継続して実施するべき事業であると考えられます。

ただし、事業を継続するにあたっては次のような課題に対する配慮が必要と考えられます。

ア 優良な法人の確保

先に述べたとおり、現在、本市は待機児童の解消に向けて保育所の新設を、多様なメニューを揃えて積極的に進めているところです。

そのような中で、本市内で保育所の増設を検討している法人にとっては、民間移管と新規整備を比較し、選択していくことになるため、今後民間移管事業に応募する法人が大幅に増加することは考えにくい状況です。

また、現在の選考スキームは、優良な法人が多く応募するという前提に立った上で、その中から移管予定園の保育にあった質の高い法人を選考していく形になっています。そのため、新規整備メニューが多様で、また、実際の認可保育所整備量が多い現状では、優良な法人の確保が非常に困難なため、現行の選考スキームを維持することが難しい状況です。

イ 施設長、主任保育士の役割とその力量の見極め

民間移管に限るわけではありませんが、円滑で安定的な園運営のためには、施設長、主任保育士の力量が大きく問われるところです。現在の法人選考委員会においても、実地調査や施設長、主任保育士予定者等の面接を実施していますが、平成20年度の保育所保育指針の改定等を受け、施設長等の責務がより重要視されている状況からも、より充実化した評価をした上で、法人選考を行っていく必要があります。

ウ 施設の老朽化に対する適切な支援

市立保育所の移管にあたっては、移管前に一定の修繕工事を実施しています。しかし、今回の法人アンケートからは、移管後に不具合が発生することがあり、結果として移管を受けた法人の負担になっていることがわかりました。市全体の財政状況が厳しいこともあり、予算の大幅な増額は困難ですが、支援にかかる制度の組み替え等により、法人のニーズに沿った形で改善することが必要です。

民間移管事業の実施にあたっては、これまでも、検証に基づく大きな改定以外にも、その都度、応募法人に関する情報提供や引継ぎ・共同保育やアフターフォローの内容の充実など、きめ細かい改善を図ってきました。今後についても、円滑な事業推進のためには、関係者の方々に事業についての丁寧な説明をすることにより、正確に理解していただき、さまざまな意見を集め、それを反映し事業を進めていきます。

